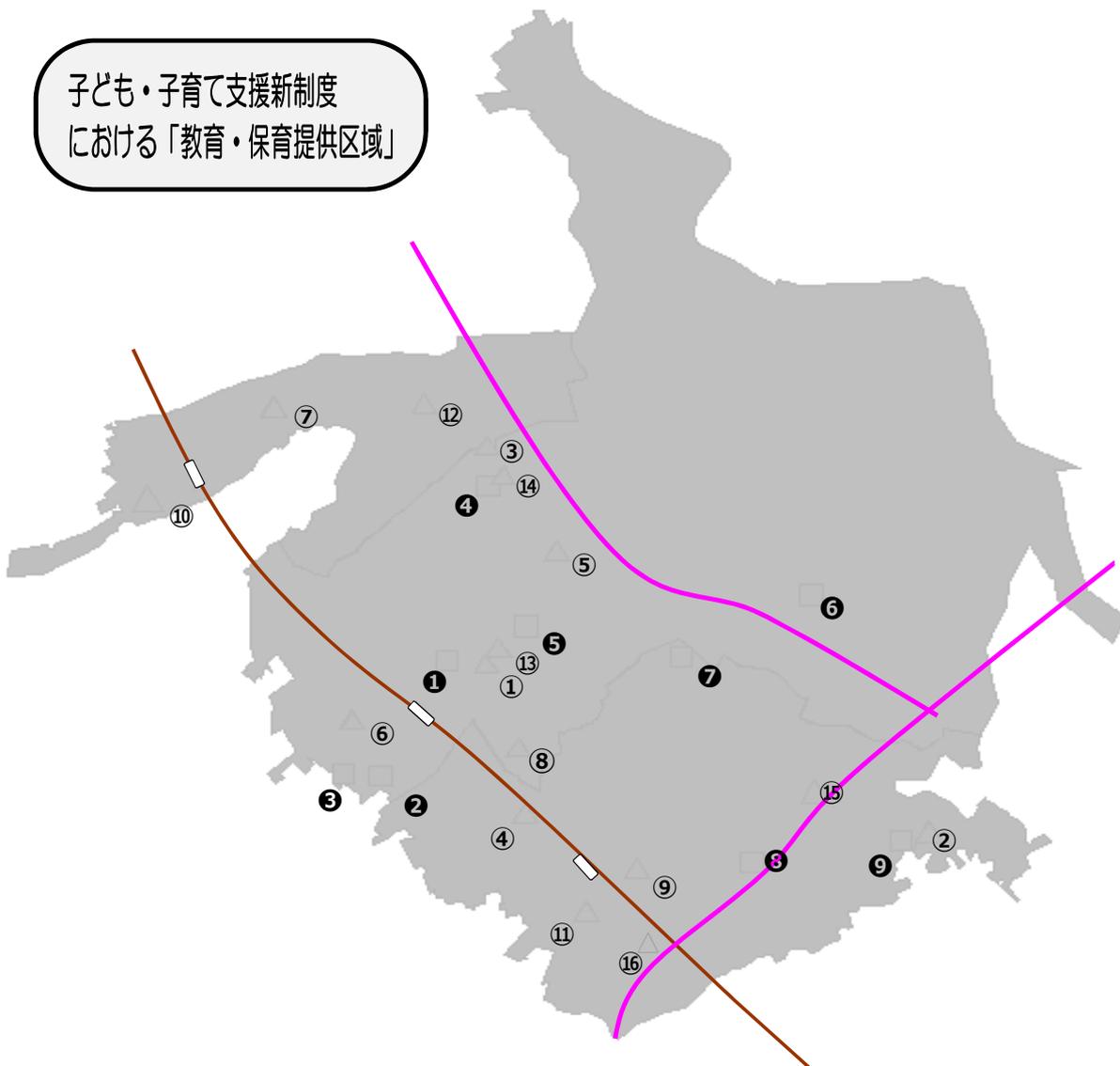


<教育・保育提供区域の設定>

子ども子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、富士見市では、施設の利用状況やニーズ調査結果を踏まえ、より利用者の選択肢が広がり、柔軟に対応ができるよう、教育・保育の提供区域を1区域と設定したいと考えます。

子ども・子育て支援新制度
における「教育・保育提供区域」



保育所（園）	
① 第1保育所	⑩ 子どものそのBaby
② 第2保育所	⑪ 西みずほ台保育園
③ 第3保育所	⑫ 勝瀬こぼと保育園
④ 第4保育所	⑬ けやきわかば保育園
⑤ 第5保育所	⑭ すくすく保育園
⑥ 第6保育所	⑮ 富士見れんげ保育園
⑦ ふじみ野保育園	⑯ 針ヶ谷保育園
⑧ けやき保育園	
⑨ こぼと保育園	

幼稚園	
① 谷津幼稚園	
② 富士見台幼稚園	
③ 銀の鈴幼稚園	
④ きたはら幼稚園	
⑤ すわ幼稚園	
⑥ 南畑幼稚園	
⑦ ほんごう幼稚園	
⑧ みずたに幼稚園	
⑨ 富士見みずほ幼稚園	